

平成 20 年 5 月 2 日

各 位

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
代表取締役社長 ロス・ケー・ヒキダ
(コード番号 1329 i シェアーズ日経 225)
東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号
問合せ先： 業務部長 塩月 泰
(連絡先 03-5469-4100)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託「i シェアーズ日経 225」(コード番号 1329)について、下記の通り約款変更を行うことのお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

①当ファンドの「反対者の買取請求権」の条文に記載されている、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」)の条文番号が、「金融商品取引法」(以下、「金商法」)施行前の条文番号であるため、これを「金商法」施工後の「投信法」の条文番号に修正いたします。

②当ファンドは、上場投資信託の振替制度に移行したことに伴い、受益権の交換請求時に、クリエイション・ユニットの時価と元本に相当する株式の時価の合計との間に差額が生じる場合は、交換受益権での処理は行なわれなくなり、元本との差額が生じないようにクリエイション・ユニットを調整しますので、該当箇所を変更いたします。

2. 変更年月日

平成 20 年 5 月 2 日

(本信託約款の変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。)

以上

変更後	変更前
<p>(受益権と株式の交換の計理処理)</p> <p>第14条 第46条に定める受益権と株式の交換にあつては、クリエーション・ユニットを構成する口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する株式の時価の合計との差額を発生させないために、<u>クリエーション・ユニットを調整します。</u></p>	<p>(受益権と株式の交換の計理処理)</p> <p>第14条 第46条に定める受益権と株式の交換にあつては、クリエーション・ユニットを構成する口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する株式の時価の合計との差額を<u>交換受益権として処理</u>します。</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第46条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行う受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時刻までに、<u>受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</u>ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前に行なわれる当該請求については、受益権または振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第46条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行う受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時刻までに、<u>クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその投資信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</u>ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前に行なわれる当該請求については、受益権または振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p>
<p>②～⑫ (略)</p>	<p>②～⑫ (略)</p>
<p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第58条 第51条に規定する信託契約の終了または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、<u>信託法（平成18年法律第108号）の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定によりなお従前の例によるとされる信託法施行前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。</u></p>	<p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第58条 第51条に規定する信託契約の終了または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、<u>投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。</u></p>